



長野県告示第39号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除します。

令和3年1月25日

長野県知事 阿部守一

1 解除に係る保安林の所在場所

須坂市大字塩野字御林跡1068の1

2 保安林として指定された目的

水害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

森林づくり推進課

長野県告示第40号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県飯田建設事務所及び飯田市役所に備え置きます。

令和3年1月25日

長野県知事 阿部守一

| 区域名 | 区域の範囲 | 市町村名 | 大字又は町名 | 字 | 地番 | 標柱番号 | |
|-----|--|------|--------|----|--------|------|--|
| 青木 | 右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱14号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱14号を結んだ線に囲まれた土地の区域。 | 飯田市 | 鼎 北方 | 上山 | 3797番1 | 1号 | |
| | | | | | 31番5 | 2号 | |
| | | | | | 37番4 | 3号 | |
| | | | | | 58番10 | 4号 | |
| | | | | | 67番3 | 5号 | |
| | | | | | 84番2 | 6号 | |
| | | | | | 100番1 | 7号 | |
| | | | | | 101番 | 8号 | |
| | | | | | 107番3 | 9号 | |
| | | | 鼎 切石 | | 4445番3 | 10号 | |
| | | | | | 4436番3 | 11号 | |
| | | | | | 3883番3 | 12号 | |
| | | | 上山 | | 3868番2 | 13号 | |
| | | | | | 3800番5 | 14号 | |

砂防課

長野県告示第41号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、令和3年1月23日、次のとおり売りさばき人の氏名（名称）等の変更の届出がありました。

令和3年1月25日

長野県知事 阿部守一

| 売りさばき人の氏名（名称） | 住 所 | 売りさばき場所 |
|-----------------------|----------------------|----------------------|
| ながの農業協同組合 志賀高原支所 夜間瀬店 | 長野県下高井郡山ノ内町大字夜間瀬2521 | ながの農業協同組合 志賀高原支所夜間瀬店 |
| ながの農業協同組合 夜間瀬支所 | 長野県下高井郡山ノ内町大字夜間瀬2521 | ながの農業協同組合 夜間瀬支所 |

| 売りさばき人の氏名（名称） | 住 所 | 売りさばき場所 |
|----------------------|-----------------------|---------------------|
| ながの農業協同組合 志賀高原支所 穂波店 | 長野県下高井郡山ノ内町大字佐野1167-1 | ながの農業協同組合 志賀高原支所穂波店 |
| ながの農業協同組合 穂波支所 | 長野県下高井郡山ノ内町大字佐野1167-1 | ながの農業協同組合 穂波支所 |

会計課

長野県告示第42号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、令和3年1月25日、次のとおり売りさばき人の氏名（名称）等の変更の届出がありました。

令和3年1月25日

長野県知事 阿部守一

| 売りさばき人の氏名（名称） | 住 所 | 売りさばき場所 |
|----------------|------------------|----------------|
| あづみ農業協同組合 三郷支所 | 長野県安曇野市三郷温2267-2 | あづみ農業協同組合 三郷支所 |
| あづみ農業協同組合 温支所 | 長野県安曇野市三郷温2267-2 | あづみ農業協同組合 温支所 |

会計課

長野県告示第43号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、
令和3年1月22日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和3年1月25日

長野県知事 阿部 守一

| 売りさばき人の 氏名（名称） | 住 所 | 売りさばき場所 |
|-------------------|-----------------------|--|
| あづみ農業協同組合 小倉支所 | 長野県安曇野市三郷 小倉3473-2 | 長野県安曇野市三郷 小倉3473-2 あづみ農業協同組合 小倉支所 |

会 計 課

長野県告示第44号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、
令和3年1月22日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和3年1月25日

長野県知事 阿部 守一

| 売りさばき人の 氏名（名称） | 住 所 | 売りさばき場所 |
|-------------------|-----------------------|--|
| あづみ農業協同組合 明盛支所 | 長野県安曇野市三郷 明盛1361-1 | 長野県安曇野市三郷 明盛1361-1 あづみ農業協同組合 明盛支所 |

会 計 課

長野県飯田建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年2月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年1月25日

長野県飯田建設事務所長 細川容宏

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 松川インター大鹿線
- (3) 道路の区域

| 区間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--|-----|---------------|--------------|
| 上伊那郡中川村葛島1008番の9地 先から 上伊那郡中川村葛島1456番の205 地先まで | 旧 | m 7.5~18.8 | km 0.0863 |
| 同 上 | 新 | 10.6~20.8 | 0.0863 |

- 2 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 下久堅知久平線
- (3) 道路の区域

| 区間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|-----|---------------|--------------|
| 飯田市下久堅下虎岩2932番の2地 先から 飯田市下久堅知久平599番の1地 先まで | 旧 | m 9.4~19.7 | km 0.0860 |
| 同 上 | 新 | 9.4~19.7 | 0.1060 |
| | | | 道路管理課 |

長野県長野建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年2月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年1月25日

長野県長野建設事務所長 下里 嶽

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 信州新中条線
- 3 道路の区域

| 区間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--|-----|--------------|--------------|
| 長野市中条字成山1059番の1地先から 長野市中条字成山1916番の1地先まで | 旧 | m 6.7~9.6 | km 0.0450 |
| 同 上 | 新 | 28.3~33.0 | 0.0450 |

| 区間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--|-----|---------------|--------------|
| 長野市中条字成山1257番の1地先から 長野市中条字成山1258番の1地先まで | 旧 | m 6.0~14.4 | km 0.1223 |
| 同 上 | 新 | 6.0~15.5 | 0.1233 |

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和3年2月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年1月25日

長野県飯田建設事務所長 細川容宏

- 1 路線名 松川インター大鹿線
- 2 供用を開始する区間
上伊那郡中川村葛島1008番の9地先から
上伊那郡中川村葛島1456番の205地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和3年1月25日

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和3年2月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年1月25日

長野県長野建設事務所長 下里巖

- 1 路線名 信州新中条線

- 2 供用を開始する区間
長野市中条字成山1059番の1地先から
長野市中条字成山1916番の1地先まで

長野市中条字成山1257番の1地先から

長野市中条字成山1258番の1地先まで

- 3 供用を開始する期日 令和3年1月25日

道路管理課

公 告

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和3年1月25日

長野県伊那建設事務所長 米倉剛

- 1 許可番号
令和元年12月18日 長野県伊那建設事務所指令元伊建第112-5号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上伊那郡南箕輪村字北原1634-352、1634-353、1634-354
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都港区芝1-12-7
丸全電産ロジステック株式会社 代表取締役 若尾正道

都市・まちづくり課

訓 令

長野県訓令第1号

本庁内部部局
現地機関

長野県文書規程（昭和44年長野県訓令第2号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行します。

令和3年1月25日

長野県知事 阿部守一

別表第3の1の健康福祉部の項中

- | | |
|-----------------------------|------------------|
| 「介護支援課 | 介 」を |
| 「感染症対策課ワクチン接種体制整備室 介護支援課 | 感ワ 介 に改める。」 |

情報公開・法務課